

## 野田市立あおい空個別仕様書 目次

- 別紙① 送迎業務仕様書
- 別紙② 給食調理業務仕様書
- 別紙③ 機能訓練業務仕様書
- 別紙④ 空調設備点保守検業務仕様書
- 別紙⑤ 消防設備保守点検業務仕様書
- 別紙⑥ レール式走行リフト保守点検業務仕様書
- 別紙⑦ 機械警備業務仕様書
- 別紙⑧ 施設内清掃業務仕様書
- 別紙⑨ 厨房清掃業務仕様書
- 別紙⑩ 浄化槽管理業務仕様書
- 別紙⑪ 自動ドア保守点検業務仕様書
- 別紙⑫ 園庭管理業務仕様書

## 送迎業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

2 業務内容 野田市立あおい空の利用者等送迎業務

## 3 業務範囲

(1) 指定管理者は、野田市立あおい空の利用者の送迎のため、指定管理者が用意した車両（以下「管理車両」という。）又は、野田市から貸与を受けた車両（以下「貸与車両」という。）を用いて利用者等の安全と効率を配慮して送迎を実施すること。また、送迎経路を変更する場合は、あらかじめ野田市と協議すること。

(2) 送迎に用いる管理車両及び貸与車両（以下「自動車」という。）の運行管理は、次のとおりとする。

① 自動車の運行に当っては、一般貸切旅客自動車運送事業等の許可条件に基づき運行し、運行範囲は、主として市内一円とする。ただし、所外活動など必要と認めた場合は、この限りではない。

② 送迎の実施時間は、事業ごとに次のとおりとする。ただし、あおい空の業務の都合上、1日4時間以内で送迎時間を変更することができる。

【生活介護】 迎え：午前8時30分からおおむね午前10時まで

送り：午後3時30分からおおむね午後5時まで

【短期入所】 迎え：午後2時30分から午後4時まで

送り：午前7時からおおむね午前8時30分まで

【日中一時支援】 迎え：午後0時からおおむね午後3時まで

送り：午後5時30分からおおむね午後7時まで

③ 送迎業務は、日曜日・祝日法に規定する祝日のほか、あおい空の休所日を除く毎日とする。ただし、野田市と協議の上、あおい空の業務の都合により送迎業務を臨時に実施又は中止することができる。

④ 指定管理者は、送迎業務を常に安全に運行できるように乗務員への教育を実施し、運行前点検並びに定期点検のほか自動車の整備、清掃等を行い、業務に支障のないよう万全の措置を講ずるものとする。

⑤ 自動車の整備修理に要する費用（法令に定められた保守点検を含む）並びに運行に必要な燃料・油脂の費用、又、乗務員の健康・教育等に関する費用は一切指定管理者の負担とする。ただし、次号の事故処理を除く

貸与車両の修繕費用等については、野田市立あおい空管理仕様書第9条の責任分担により処理する。

- ⑥ 送迎業務の事故処理は次のとおりとする。
- ・利用者等の送迎中に交通事故が発生した場合は、交通法規に定められた所定の手続行うほか、速やかに野田市に事故内容を報告するとともに相手方に対し、誠意をもって事故処理を行うものとする。
  - ・交通事故に係わる事故処理及び、それに要した費用は一切指定管理者の負担並びに責任とする。
- ⑦ 指定管理者は、自動車の車検(定期点検)の実施並びに自動車賠償責任保険への加入に加え、次の補償内容と同等以上の任意保険に加入しなければならない。

【市有物件保険加入内容】

- ・対人賠償 (搭乗者傷害を含む) 無制限 (1名につき)
- ・対物賠償 3百万円
- ・車両保険 車両取得価格 (年度償却)

- ⑧ 冬期(12月～3月)に送迎業務を実施する際には、自動車にスタッドレスタイヤ等の冬季装備を装着すること。
- ⑨ 送迎業務中は、添乗職員が携帯電話等を携行し、緊急時に対応できる体制とすること。

## 給食調理業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

### 2 業務内容

(1) 栄養管理及び献立作成

- ・ 献立は、栄養士が作成すること
- ・ 食材の発注、検収を行うこと
- ・ 食材を衛生的に保管管理すること

(2) 調理、盛り付け

- ・ 利用者の障がい特性に応じて刻み食、ペースト食等に対応すること

(3) 残飯、残菜等の処理

(4) 食器等の洗浄及び保管

(5) 厨房の衛生管理

### 3 業務日

日曜日、祝日法に規定する祝日、あおい空の休所日を除く毎日とする。ただし、行事等により変更することがある。

### 4 給食提供時間

(1) 生活介護

午前 11 時 20 分から午後 1 時までの指定する時間（月曜日から金曜日まで）

(2) 短期入所

午後 6 時から午後 7 時まで及び午前 6 時 30 分から午前 7 時 30 分までの指定する時間（週 3 日以内）

### 5 予定食数

1 日当たり利用者数及び支援員数（保存食及び検食 1 食分を含む）

### 6 衛生管理

- ・ 食中毒、異物混入などの事故を起こさぬよう食品衛生法及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理を徹底すること
- ・ 衛生管理責任者を置くこと

## 7 その他

- ・栄養士は、常勤、非常勤又は委託も可能とする。

## 機能訓練業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

### 2 業務内容

- (1) 生活介護の利用者を対象に、作業療法士又は理学療法士による機能訓練を行うこと。
- (2) 機能訓練は月一人当たり 1 回以上実施するものとする（通所者が休所日の場合を除く。）。一人当たりの訓練時間は 30 分程度とし、その通所者の障がい状況に合った機能訓練を実施すること。
- (3) 機能訓練を実施するとともに、実施に際しては保護者に通知し、参加した保護者及び施設職員に対し、日常利用者に施すことのできる訓練を指導すること。

空調設備保守点検業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

2 業務内容

① 冷暖房（空調機）保守点検業務

ガスヒーポン保守点検（システム形式 YNZJ560EAN 及び YNZP2N80H1）

室外機 2 台 年 1 回

② 冷暖房（空調機）フィルター清掃業務

室内機 19 台 年 2 回

別紙⑤

消防設備保守点検業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

2 業務内容

外観・機能点検 年 1 回

総合点検 年 1 回

○対象設備

①生活介護棟

【自動火災報知機】受信機 1 級	1 台
差動式スポット型感知器	22 個
定温式スポット型感知器	7 個
光電式煙感知器	1 個
電鈴	1 個
表示灯	1 灯
発信機	1 個
【避難設備】誘導灯	1 灯
【消火器具】消火器小型 (ABC)	4 本

②短期入所棟

【自動火災報知機】火災通報装置	1 個
差動式スポット型感知器	10 個
光電式煙感知器	2 個
電鈴	1 個
表示灯	1 灯
発信機	1 個
【避難設備】誘導灯	1 灯
【消火器具】消火器小型 (ABC)	1 本

(2) 保守業務の補佐

消防設備等の機能保全のため、外観機能及び総合点検を消防法第 17 条 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 6 に基づき点検し、防火管理者が行う保守業務を補佐する。

レール式走行リフト保守点検業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空
  
- 2 業務内容 レール式走行リフト保守点検 年 1 回  
機種名 PRISM P-440

機械警備業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空
- 2 業務内容 機械警備業務
  - (1) 防犯サービス
    - ・ 業務提供時間  
月曜日から土曜日 17:00～翌 8:30  
日曜日、祝日法に規定する祝日及び休所日
    - ・ 短期入所実施日は除く。
  - (2) 火災監視サービス
  - (3) 巡回サービス
    - ・ 防犯サービス業務提供時間中 1 回以上
- 3 その他留意事項
  - (1) 事故発生の際は、速やかに野田市に報告すること。
  - (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。

施設内清掃作業業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空
  
- 2 業務内容 施設内清掃業務 年 2 回
  - (1) 床面洗浄 剥離 WAX 仕上
  - (2) ガラス清掃

厨房清掃及び病虫害駆除業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

2 業務内容

(1) 厨房清掃業務

・厨房の換気フード・換気孔・天井・壁・グリストラップの清掃 年2回

(2) 病虫害駆除業務

・厨房内を野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針（平成 23 年 5 月 13 日策定）に基づいて実施すること。

浄化槽管理業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空
  
- 2 業務内容 浄化槽維持管理業務  
(嫌気濾床担体流動生物濾過循環方式・25 人槽・合併処理浄化槽)  
保守点検 3か月に1回 計4回  
清 掃 年1回

## 自動ドア保守点検業務仕様書

1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空

### 2 業務内容

自動ドアの正常な運転機能を維持するための保守点検

(1) 設置台数

2 台 (スライディングドア 2 枚両開き)

(2) 点検回数

定期点検年 2 回

(3) 点検内容

変形損傷の有無、正常作動の確認、安全性能の確保等を総合的に点検すること。

園庭管理業務仕様書

- 1 場 所 野田市鶴奉 90 番地  
野田市立あおい空
  
- 2 業務内容 園庭の除草及び立木枝剪定（剪定枝運搬処分含む）
  - ・ 園庭除草業務 年 3 回
  - ・ 立木枝剪定業務 年 1 回